

幼児教育の無償化に係る参考資料

平成 30 年 12 月 20 日

これまでの主な経緯

・平成26年度～

毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施

・平成29年12月8日

「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）

・平成30年5月31日

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）

・平成30年6月15日

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）

・平成30年10月15日

国と地方の協議の場

・平成30年11月21日

教育の無償化に関する国と地方の協議

（地方側） 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他

（政府側） 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣

・平成30年12月3日

教育の無償化に関する国と地方の協議

（地方側） 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長

（政府側） 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣

・平成30年12月17日

国と地方の協議の場

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像

※消費税率2%引上げ分の国・地方配分額

- ・国:3.8兆円~3.9兆円程度
- ・地方:1.7兆円~1.8兆円程度

14.0兆円程度

消費税率 5% — 8.4兆円程度 — 8% — 5兆円強 — 10%

軽減税率導入に伴う減収 1兆円程度

- ・後代への負担の付け直し軽減等
- ・基礎年金国庫負担1/2へ引上げ

後代への負担の
付け直し軽減等

人づくり革命
1.7兆円程度

社会保障の充実
1.1兆円程度

社会保障の充実

これまでに実施している社会保障の充実

- ・保育の受け皿整備(約50万人分増加)
- ・介護職員の人材確保・処遇改善
- ・国保の財政基盤強化
- ・年金受給資格期間の短縮(25年→10年)

実施予定の社会保障の充実

- ・低所得者の介護保険料(1号)を軽減(完全実施)
- ・低所得高齢者の暮らしを支援(一人当たり月5千円等の給付金支給)

＜平成24年1月時点の使い道＞
後代への負担の付け直し軽減
・国債の発行抑制
・臨時財政対策債の縮減 等



使い道を変更

＜平成29年12月 使い道変更＞

人づくり革命

- ・幼児教育無償化
- ・高等教育無償化
- ・保育の受け皿前倒し整備(約32万人分増加)
- ・保育士・介護職員の処遇改善

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方 (案)

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い、国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園（未移行園）に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2：それ以外

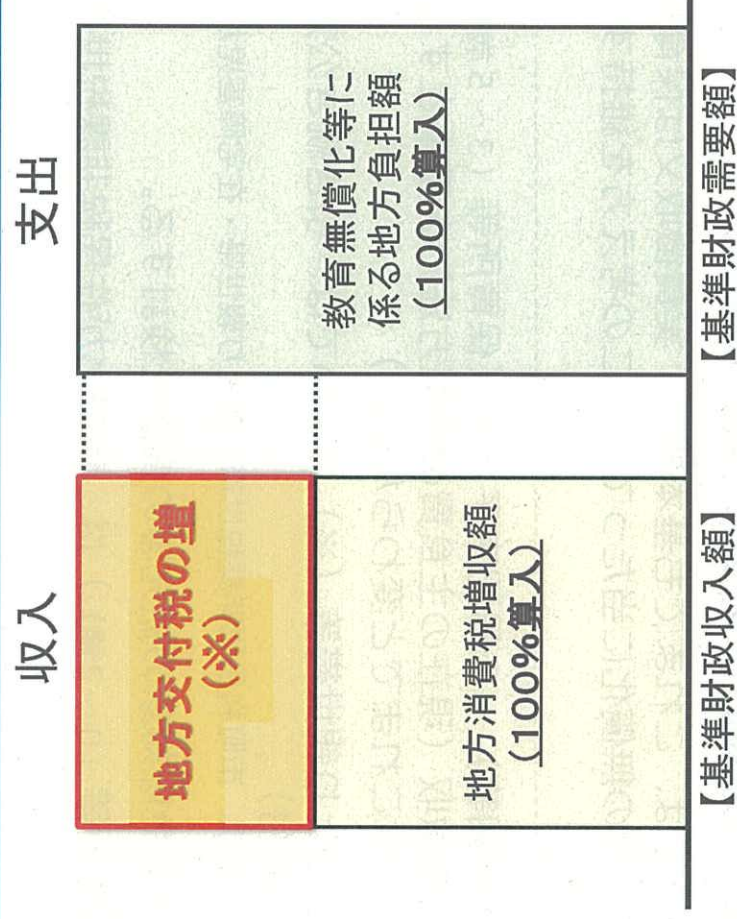
今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の 位置付け (予定)	区分	負担割合		
		国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度>保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4
		公立	-	10/10
	<旧制度>私立幼稚園	1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 病児保育事業	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
子育て支援 施設等利用給付 (仮称)	預かり保育	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整（下図）を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



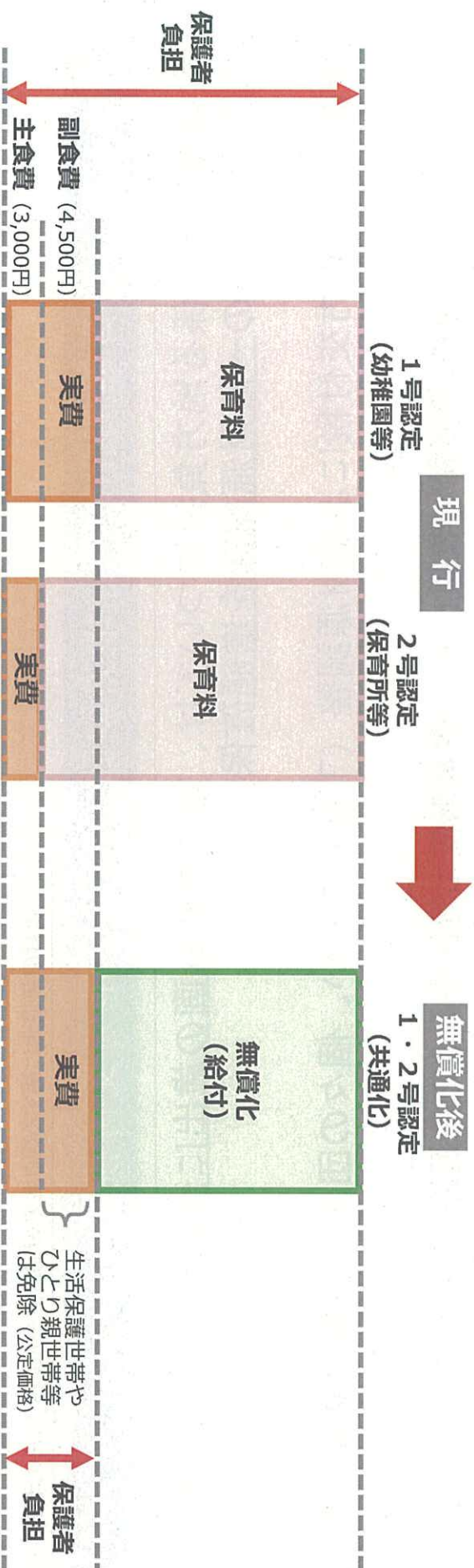
※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

(1) 食材料費(副食費)の取扱いに関する方向性(案)

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども(幼稚園等)・2号認定子ども(保育所等(3～5歳))は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収(現在の主食費の負担方法)を基本とする。(負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。)
- 生活保護世帯やひとり親世帯等(※)については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する(現物給付)。
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
- さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども(保育所等(0～2歳))は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- ・ 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう方策を検討する。
- ・ 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- ・ 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- ・ 新制度未移行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

今回の保育所や幼稚園等の無償化に係る国と地方の財源負担(試算)について

(平成31年度予算(案)を基にした平年度ベースでの試算)

法律上の 位置付け (予定)	区分	国・地方合計 (億円)				
		国	都道府県	市町村		
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,120	2,060	1,030	1,030
		公立	1,640	-	-	1,640
	<旧制度> 私立幼稚園等	1,390	700	350	350	
	子育てのための 施設等利用給付 (仮称)	認可外保育施設等	280	140	70	70
		預かり保育等	340	170	80	80
合計		7,760	3,070	1,530	3,170	

<備考>
端数調整のため計と内訳が一致しない。

今回の保育所や幼稚園等の無償化に係る所得階層毎の所要額について

(平成31年度予算(案)を基にした平年度ベースでの試算)

取扱注意

1. 保育所等 (保育認定による認定こども園利用を含む)

階層区分	人数 (万人)	構成 割合	金額 (億円)	構成 割合
I. 生活保護世帯	3	2%	0	0%
II. 市町村民税 非課税世帯 (～年収約260万円)	31	18%	50	1%
III. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (～年収約330万円)	17	10%	170	4%
IV①. 市町村民税所得割課税額 57,700円未満 (～年収約360万円)	8	5%	130	3%
IV②. 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (～年収約470万円)	20	12%	460	10%
V. 市町村民税所得割課税額 169,000円未満 (～年収約640万円)	40	24%	1,520	33%
VI. 市町村民税所得割課税額 301,000円未満 (～年収約930万円)	35	21%	1,610	35%
VII. 市町村民税所得割課税額 397,000円未満 (～年収約1,130万円)	8	5%	400	8%
VIII. 市町村民税所得割課税額 397,000円以上 (年収約1,130万円～)	6	4%	310	7%
計	167	100%	4,660	100%

2. 幼稚園等 (教育標準時間認定による認定こども園利用を含む)

階層区分	人数 (万人)	構成 割合	金額 (億円)	構成 割合
I. 生活保護世帯	1	1%	0	0%
II. 市町村民税非課税世帯 (～年収約270万円)	10	7%	50	2%
III. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満 (～年収約360万円)	17	12%	220	9%
IV. 市町村民税所得割課税額 211,201円未満 (～年収約680万円)	71	51%	1,270	51%
V. 市町村民税所得割課税額 211,201円以上 (年収約680万円～)	42	30%	960	39%
計	140	100%	2,490	100%

<備考>

- ① 国の徴収基準額等から機械的に所得階層毎に計算したものである。
- ② 端数調整のため計と内訳が一致しない。
- ③ 0～2歳の保育所等については、幼児教育無償化の対象となる生活保護世帯と住民税非課税世帯のみ計上。
- ④ 国立幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・クラブ・センター事業の無償化に係る所要額は含まれていない。
- ⑤ 現行制度上、低所得世帯の保育料は高所得世帯よりも低く設定されているが、そのための公費負担額は、上記には含まれていない。また、平成26年度以降、低所得者世帯を中心に先んじて実施してきた段階的無償化に係る所要額も上記には含まれていない。

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子以降は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

平成30年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (～約270万円)	3,000円 [0円]
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	10,100円 [3,000円]
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし " 有り (小学校3年生以下)

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 [0円]	6,000円 [0円]	9,000円 [0円]	9,000円 [0円]
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 [6,000円]	16,300円 [6,000円]	19,500円 [9,000円]	19,300円 [9,000円]
④所得割課税額 57,700円未満 [77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 [6,000円]	26,600円 [6,000円]	30,000円 [9,000円]	29,600円 [9,000円]
97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし " 有り (小学校就学前)

- ※1 [] 書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- ※4 給付単価を限度とする。
- ※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

平成30年度における幼稚園就園奨励費補助による負担軽減の取組み

○ 階層区分ごとの補助額・保護者負担額（平均）

補助額

保護者負担額

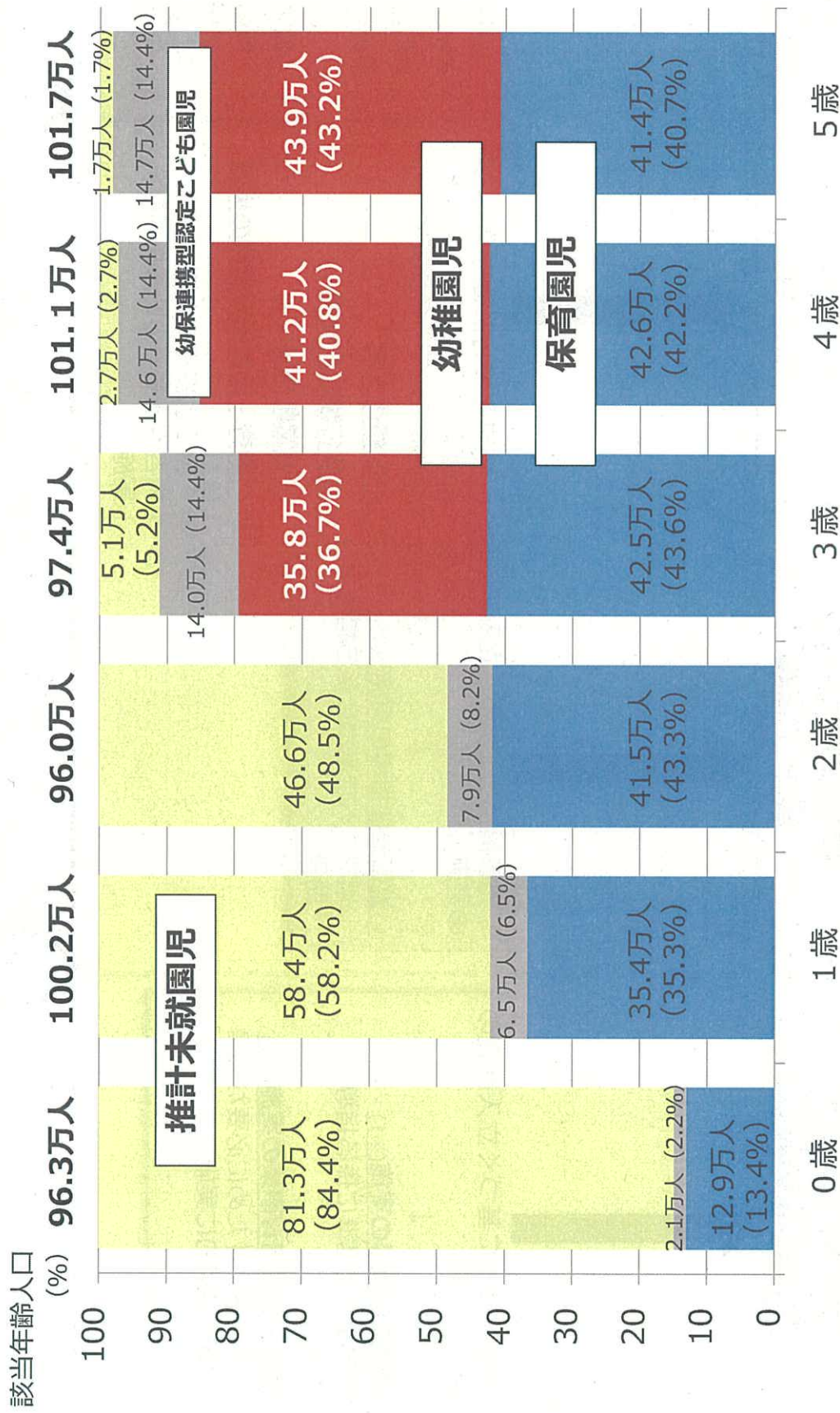
※平均保育料(308,000円(年額))の場合の保護者負担額

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)			
【第Ⅰ階層】□生活保護世帯	—	第1子 第2子 第3子以降	308,000円			
			308,000円			
			308,000円			
			308,000円			
【第Ⅱ階層】 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子 第2子 第3子以降	272,000円			
			308,000円			
			308,000円			
			308,000円			
【第Ⅲ階層】□市町村民税所得割課税額	～約360万円	第1子 第2子 第3子以降	187,200円			
			247,000円			
			308,000円			
			308,000円			
【第Ⅳ階層】□市町村民税所得割課税額	77,100円以下世帯	第1子 第2子 第3子以降	62,200円			
			185,000円			
			308,000円			
			308,000円			
上記区分以外の世帯	211,200円以下世帯	第1子 第2子 第3子以降	154,000円			
			154,000円			
			308,000円			
			308,000円			

○ ひとり親世帯等の特例

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)			
【第Ⅱ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約270万円	第1～3子	308,000円			
			272,000円			
			308,000円			
			308,000円			
【第Ⅲ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約360万円	第1子 第2子 第3子以降	308,000円			
			308,000円			
			308,000円			
			308,000円			

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。
 ※幼保連携型認定こども園の数は平成30年度「学校基本調査」（速報値、平成30年5月1日現在）より。特別支援学校幼稚園部、幼稚園型認定こども園の数値は平成30年度「学校基本調査」（速報値、平成30年5月1日現在）より。特別支援学校幼稚園部の数は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。
 ※保育園の数は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、特定地域型保育事業を含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数により按分したもの。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）

認可外施設・事業

認可施設・事業

指導監督基準を
満たさない施設



指導監督基準を
満たす施設



認可化移行
希望施設



認可保育所、小規
模保育事業など

児童福祉法に基づく立入調査の
実施（年1回）



○巡回支援指導の実施（※1）
遵守すべき基準に係る指導・
助言

○調査・助言指導事業の実施（※1）
基準を満たすために必要な助言
指導を継続的に実施

児童福祉法に基づく立入調査
の実施（年1回）



○巡回支援指導の実施（※1）
遵守すべき基準に係る指導・
助言

認可化移行計画を作成し、
計画期間内に認可へ移行を
図る施設に対する各種支援

○改修費支援

○移行移転費支援

○運営費支援（※2）

○調査・助言指導事業の実施
（※1）
認可化移行に必要な保育
内容や運営等の助言指導を
実施

児童福祉施設設備運
営基準に基づいた設備、
人員配置による保育の
実施。



○公定価格による運
営費の支援

○施設整備に要する
費用の補助

指導
監督
基準

保育の質

設備
運営
基準

※1 平成31年度概算要求中
※2 平成31年度概算要求において、基準を満たさない施設への移行支援を拡充